最終更新日：2016年2月25日

株式会社 オプトエレクトロニクス
代表取締役社長 俵　政美
問合せ先：048-446-1181
証券コード：6664
http://www.opto.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスとは、「法令違反行為の未然防止機能の強化」、「ディスクロージャーや株主への説明義務の充実」、「取締役会の真の機能活性化」、「監査等委員の機能強化による取締役の監視強化」及び「不正を防止する仕組み」であると考えております。
経営上の重要事項から実務上の諸問題に至る細かい事項まで、法律専門家の意見や会議への出席を求め、適切な経営判断や業務執行を行う体制ができております。取締役会は毎月１回開催し、経営方針、経営戦略についての意思決定機関として取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ）３名及び監査等委員である取締役３名の全員が出席しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
俵　政美	1,180,100	17.94
FP成長支援　投資事業有限責任組合	974,900	14.82
株式会社俵興産	422,200	6.42
俵　公子	191,400	2.91
志村　則彰	165,000	2.51
神尾　尚秀	120,000	1.82
株式会社SBI証券	64,300	0.98
ポリフォン　リミテッド	60,000	0.91
楢崎　正博	57,700	0.88
長田　明子	55,900	0.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式400,000株（所有割合6.08%）を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　洋一	他の会社の出身者											
大徳　宏教	公認会計士											
穴田　信次	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　洋一	○	○	―――	上場大手電気機器メーカーの取締役の経験者で、企業経営に長年携わっており、社外取締役監査等委員として当社の業務状況及び取締役の業務執行を監査するに適任と判断しております。 また、当社とは過去直接の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じないことから、独立役員に指定しております。
大徳　宏教	○	○	―――	公認会計士であり、その専門的知識に精通しておりますことから、社外取締役監査等委員としての業務執行にあたり適任と判断しております。 また、当社とは過去直接の取引関係がなく、一

				般株主と利益相反が生じないことから、独立役員に指定しております。
穴田　信次	○	○	―――	上場企業の取締役の経験があり、現在他の上場企業の取締役を兼務しておりますことから、社外取締役監査等委員としての業務執行にあたり適任と判断しております。 また、当社とは過去直接の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務全般は人事総務グループが補助し（兼任）、監査業務については、原則として内部監査グループが専任で補助しております。
また、監査等委員会補助者は、監査等委員の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとしております。
監査等委員会補助者の任命、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員の意見を尊重した上で行うものとし、当該補助者の業務執行取締役からの独立性を確保するものとしております。また、当該使用人はその要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員の監査につきましては、監査等委員の指示に基づき、人事総務グループ及び内部監査グループがその補佐を行える体制を整えております。

内部監査グループは、内部監査の結果につき代表取締役及び監査等委員に対し報告の義務を負っております。監査等委員会は内部監査グループからの監査報告書等を閲覧し、会社の業務執行において適正の確保に努めております。内部監査において会社が著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合などは、監査等委員等関係各者を集め検討会を開催し、報告及び今後の対処を検討することが出来る体制となっております。
また、監査等委員は、内部監査グループから期中における内部統制の整備及び運用状況の評価について報告を受けるなど内部統制が適正となるべく内部監査グループはもちろん、内容によっては会計監査人も含めて連携を図っております。

会計監査人につきましては、毎期初に当該事業年度の決算スケジュールについてミーティングを行い、事前に会計監査人の監査計画の報告を受けております。また、本決算期においては、会計監査人から監査等委員会に対し監査業務全般についての報告がなされております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名全員を独立役員として指名しております。
社外取締役選任にあたり、独立性に関する独自の基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所規則等を参考とし、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いことを判断基準の一つと考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を行っておりません。
今後につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、検討していく予定です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び決算短信において、取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については以下の通りそれぞれの総額を開示しております。

取締役（監査等委員を除く）（支給員数）3名 （総額）146,028千円
監査等委員である取締役 （支給員数）3名 （総額） 12,000千円
計（支給員数）6名 （総額）158,028千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。
監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年2月25日の第40回定時株主総会において年額200百万円以内と決議させていただいております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年2月25日の第40回定時株主総会において年額40百万円以内と決議させていただいております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役は、すべて監査等委員であります。
社外取締役のサポートについては、人事総務グループ及び内部監査グループが必要に応じて、社外取締役の指示に基づくサポートを行える体制及び連絡報告の体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会
取締役会は、取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）3名及び監査等委員である取締役3名から構成されております。取締役会は、毎月1回以上開催し、取締役社長が議長となり、法令、定款、取締役会規則等の社内諸規程に従って経営基本方針・戦略を始めとする経営上重要な意思決定を行っております。また、主な部署のグループリーダーによる事業推進会議での報告事項や検討事項の報告、月次事業報告等がなされるとともに、実質的かつ活発な議論を行っております。

（2）監査等委員会
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名から構成されております。当社は、監査等委員全員を社外から選任し、取締役に対する監視機能が発揮できる体制にしております。
監査等委員は、取締役会において活発に質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。また監査等委員は、上記取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査するとともに、会計帳簿等の調査、事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書につき検討を加えた上で、監査報告書を作成しております。
なお、当社は社外取締役監査等委員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

（3）内部監査
当社は、代表取締役社長直轄で内部監査グループ（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する専属1名）を設置しております。内部監査グループは、監査等委員と連携して、各部署の内部監査を実施しており、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査の結果により是正処理を必要とするものは改善事項の指摘・指導を行っております。

（4）会計監査人
当社は、会計監査人として三優監査法人を選任しております。業務執行担当の公認会計士2名と監査業務補助として公認会計士4名、その他7名の合計13名で監査を行っております。
当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はございません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。
なお、当社は、財務報告において客観性を担保し、当社及び会計監査人の相互に業務の適正を維持するため、関与していただく監査法人または業務執行社員を定期的に見直すこととしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会においては、業務執行取締役が少人数でありますが、このような企業統治の体制を採用することにより、より迅速な意思決定を行うことができると考えております。各取締役は世界各地での業界事情及び社内事情に精通しており、グループ全社に関わる経営案件について簡素かつスピーディに対応できます。また、各取締役は業務執行状況を相互に監督し、経営チェック機能の充実を図っております。
さらに、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役による取締役会の監督機能が強化された、現状の体制が適切であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送は、法定どおり開催日の2週間前に発送としておりますが、発送日の約1週間前に、当社のホームページに掲載し、出来るだけ早く公表できるよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算会社であり、株主総会は毎年2月下旬に開催しております。11月決算会社の株主総会としては集中日に当たる場合もありますが、開催時間を15時とすることで他社との重複を回避しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに項目を設け、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後、株主向けに会社説明会を行っております。 また、ラジオNIKKEI主催のイベントに参加し、個人投資家向け説明会を主要都市で開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算の決算短信発表後の年2回、会社説明会を実施しており、毎回合計50名超の出席者に参加いただいております。	なし
IR資料のホームページ掲載	TDnet経由の開示資料、株主への配布資料及び会社説明会資料は速やかにホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示担当役員：　取締役会長　志村則彰 IR担当部署：　財務グループ　人事総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	製造メーカーとして、法令順守にしたがい、欧州RoHS対応、グリーン調達の実施、産業廃棄物に関する外部契約等、環境保全、CSR活動に貢献しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、法令等の遵守及び社会倫理の実践（コンプライアンス）を業務執行上の重要課題のひとつとして位置づけ、その目的達成のため、以下の経営管理システムを用いて継続的に監視する。

A．取締役会及び取締役による意思決定
当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会の開催による多面的な検討を経て慎重に意思決定を行う。重要な経営事項につき、取締役で構成する会議等で審議する。

B．監査等委員による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有し、取締役から独立した社外取締役から選任するとともに、監査等委員の監査環境の整備を図る。

C．社外の弁護士が取締役会に出席することにより、法令遵守チェック体制を実施する。

D．内部監査を全部署に実施する。

ロ．当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、通報窓口（匿名可能）を経由し、監査等委員または社外の弁護士に報告する体制とする。重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

イ．取締役会、その他重要会議等の議事録、稟議決裁書その他職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保管・管理し、取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ロ．取締役は、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存・管理を適正に行うよう指導するものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループは、BCP（事業継続計画）を策定し、適切なリスク管理体制の整備を行うとともに、これを各部門に浸透させる。

ロ．組織横断的リスク状況の監視ならびに当社グループの全社的対応は人事総務グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うものとする。

ハ．大規模な事故、災害または不祥事等が発生した場合には、社長をBCP最高責任者としBCPを発動する。人事総務グループは、BCP統括管理部門として各主管部署リーダー等で組織される対策本部を設置し、対応フェーズに沿って全面回復に向けて対応する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループの業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ中期経営目標を柱に年度予算を作成し、全社的な目標を設定する。

ロ．定例取締役会を毎月１回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

ハ．社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

（5）会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．主要な関係会社に対し、定期的に法令・定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施する。

ロ．グループ会社の代表者は、親会社の取締役が兼務し、親会社取締役会にて、担当取締役よりグループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社間取引の適正を図るための必要な措置を取る。

ハ．グループ会社独自の業務の適正化のための体制整備について、必要な助言・支援を行う。

（6）監査等委員がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員の職務を補助する組織を人事総務グループとする。

ロ．監査等委員の監査業務については、原則として内部監査グループが補助する。

ハ．監査等委員補助者は、監査等委員の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

ニ．監査等委員補助者の任命、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員の意見を尊重した上で行うものとし、当該補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。
また、当該使用人はその要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

（7）取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は当社グループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。
なお、前記にかかわらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、社内の書類・資料等を閲覧することができるものとする。

ロ．当社グループは、上記イ．の報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとする。

（8）監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理にかかる方針に関する事項
当社グループは、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用について前払いまたは償還の請求をした場合は、その効率性及び実効性に留意の上、当該職務の執行のために明らかに必要と認められない場合を除き、当該費用または債務を負担する。

（9）その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の監査等委員は、過半数を社外取締役とし、監査役等委員の独立性を確保するものとする。

ロ．監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換、必要な社内会議の出席等、監査等委員の監査環境の整備に努めるものとする。

ハ．監査等委員は、内部監査グループの実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

ニ．監査等委員は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について監査等委員が事前に報告を受けることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体には、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針としております。
反社会的勢力対応部署は人事総務グループとし、顧問弁護士及び外部専門機関と連携を図り、社内規程の整備及び従業員への周知徹底を進めるものとする。
また、取引の際は適宜民間調査会社にて調査を行い、取引先が反社会的勢力ではない旨を確認し、取引先からは反社会的勢力にかかわりがない旨の誓約書をいただいております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（基本方針）
当社グループは、会社情報の適時開示のために適時開示チームを設置し、当該チームの中から統括情報開示責任者（情報開示担当役員を任命）、情報開示責任者、適時開示チーム事務局をそれぞれ選出し、それらが密接に連携して情報開示を行うためのチーム体制を構築しております。当該チームには役員全員を含めるとともに、その役員が担当する子会社の重要事実を伝達する情報開示の責任を担う（国内子会社は社長、海外子会社は副社長が担当）ことにより、重要情報の伝達を迅速に対応できる体制にしております。
なお、担当役員不在の場合は、子会社が直接統括情報開示責任者または適時開示チームに連絡を行うことを義務付けております。
あわせて、緊急の問題につきましては、統括情報開示責任者の判断によって、代表取締役への直接報告（万が一、連絡が取れない場合は事後報告とし、報告の内容確認ができたことを確認する）を行うことで、情報開示の即時性に対応してまいります。
その他、当社グループ以外のステークホルダーに開示の必要性があると思われる情報があると見られた場合、こちらからも確認、情報提供の呼びかけ、資料の提出等、早急に行って戴くよう要請し、綿密に連絡を取り合い対応することとしています。

（発生事実について）
当社及び子会社において発生した事象は、発生事実の開示情報となり得る事象を有する部門から直接または各子会社の担当役員を経て、当社の統括情報管理責任者及び適時開示チームに伝えられます。その上で統括情報開示責任者より適時開示チームが招集され、適時開示の要否の検討、内容の精査を行い、適時開示チームに対して開示文案の作成等の指示が行われます。
適時開示チームは情報開示責任者を中心に、入手した情報を元に、重要情報を有する部門と連携をとり、必要であれば、監査等委員、弁護士、会計監査人等の意見を求め、開示文案を確定させ、適時開示を行います。
なお、当社グループ及び役員の資産管理会社等においては、発生した事象はその大小に関わらず全て、国内に常駐している統括情報開示責任者に報告し、情報を集約させることを全社徹底させており、また、万が一統括情報開示責任者が不在の場合は、代表取締役を代行とする、或いは情報開示責任者に委譲し、情報開示に漏れや遅れなど無いよう対応してまいります。

（決定事項について）
当社及び子会社の決定事実の情報は、当該事案の検討段階から、取締役会事務局も兼ねる情報開示責任者が中心となって適時開示チームとともに適時開示の要否を確認します。要開示となった場合は、統括情報管理責任者より適時開示チームが招集されます。以降の作業は、前述の「発生事実について」と同様に、適時開示チームは情報開示責任者を中心に、入手した情報を元に、重要情報を有する部門と連携をとり、必要であれば、監査等委員、弁護士、会計監査人等の意見を求め、開示文案を確定させ、適時開示を行います。

（決算に関する情報について）
当社グループは、期初の収益計画について、進捗と今後の見通しについて月例で精査を行う会議を行っております。統括情報管理責任者は当該会議の主催者でもあるため、開示を要する業績の修正などが起こりえる場合、直ちに適時開示チームを招集し、内容を審議し適時開示を行います。合わせて必要であれば、取締役会にも出席している監査等委員、もしくは会計監査人の意見、内容確認を経て適時開示を行うこととしております。

（既存開示事項のついてのフォローアップについて）
既に開示済の情報について、その内容に訂正、変更、追加があった場合、その開示の要否及び内容精査を適時開示チームにて確認し、しかるべき対応を行います。

（適時開示方法について）
情報開示にあたっては、Tdnet(適時開示情報伝達システム）への登録を行うとともに東京証券取引所へ通知し、報道機関への公表（資料配布、記者会見）や当社ホームページ(URL　http://www.opto.co.jp）への掲載を行うなど、投資者への適時適切な情報開示に努めております。

（適時開示情報の管理体制等について）
適時開示チームにおいて把握された適時開示情報は、投資者への開示が必要な重要事実等について、該当情報に接する者を必要最小限にとどめるなど適切に管理するとともに、内部者取引等の不公正取引の防止に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

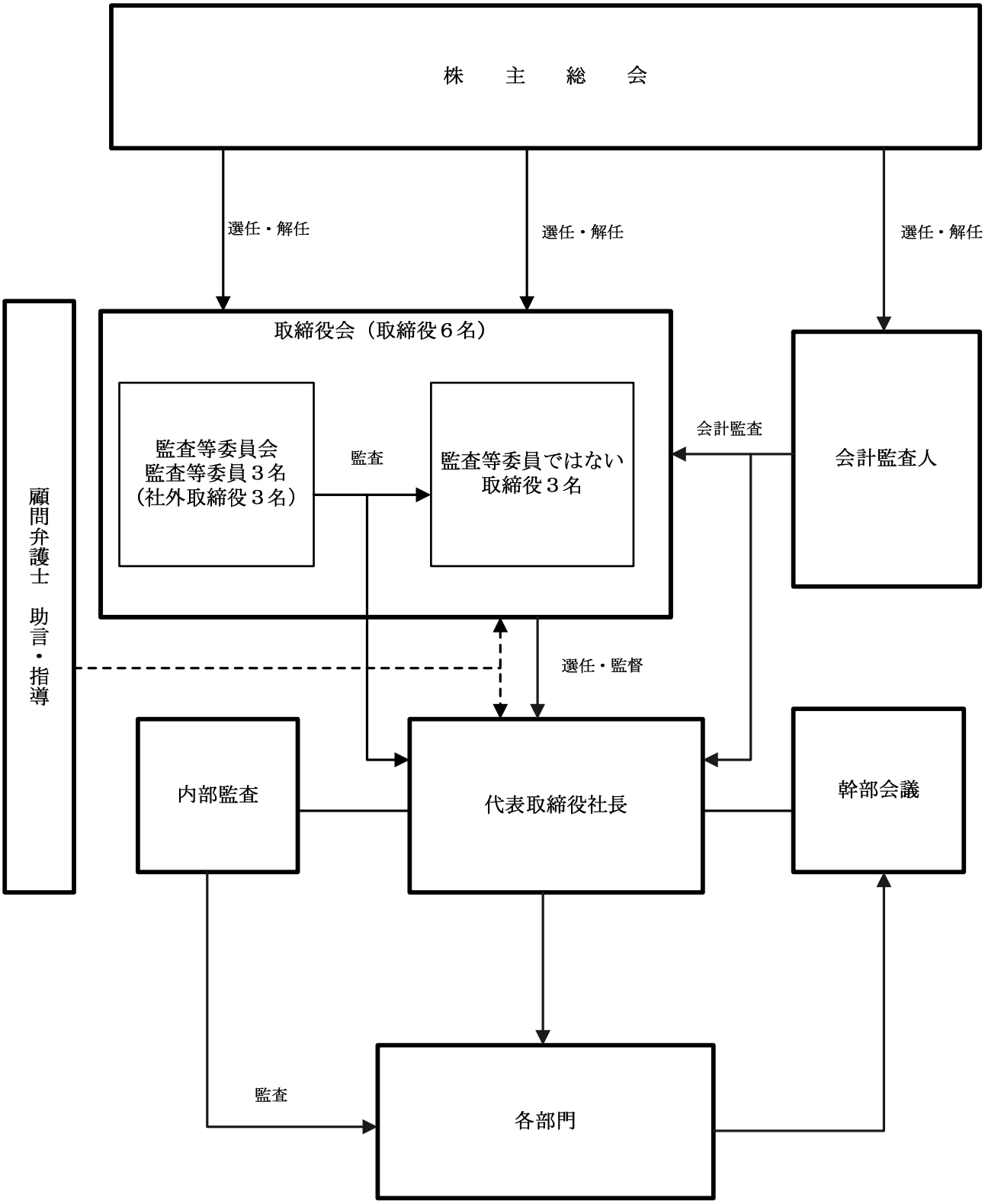

適時開示体制の概要

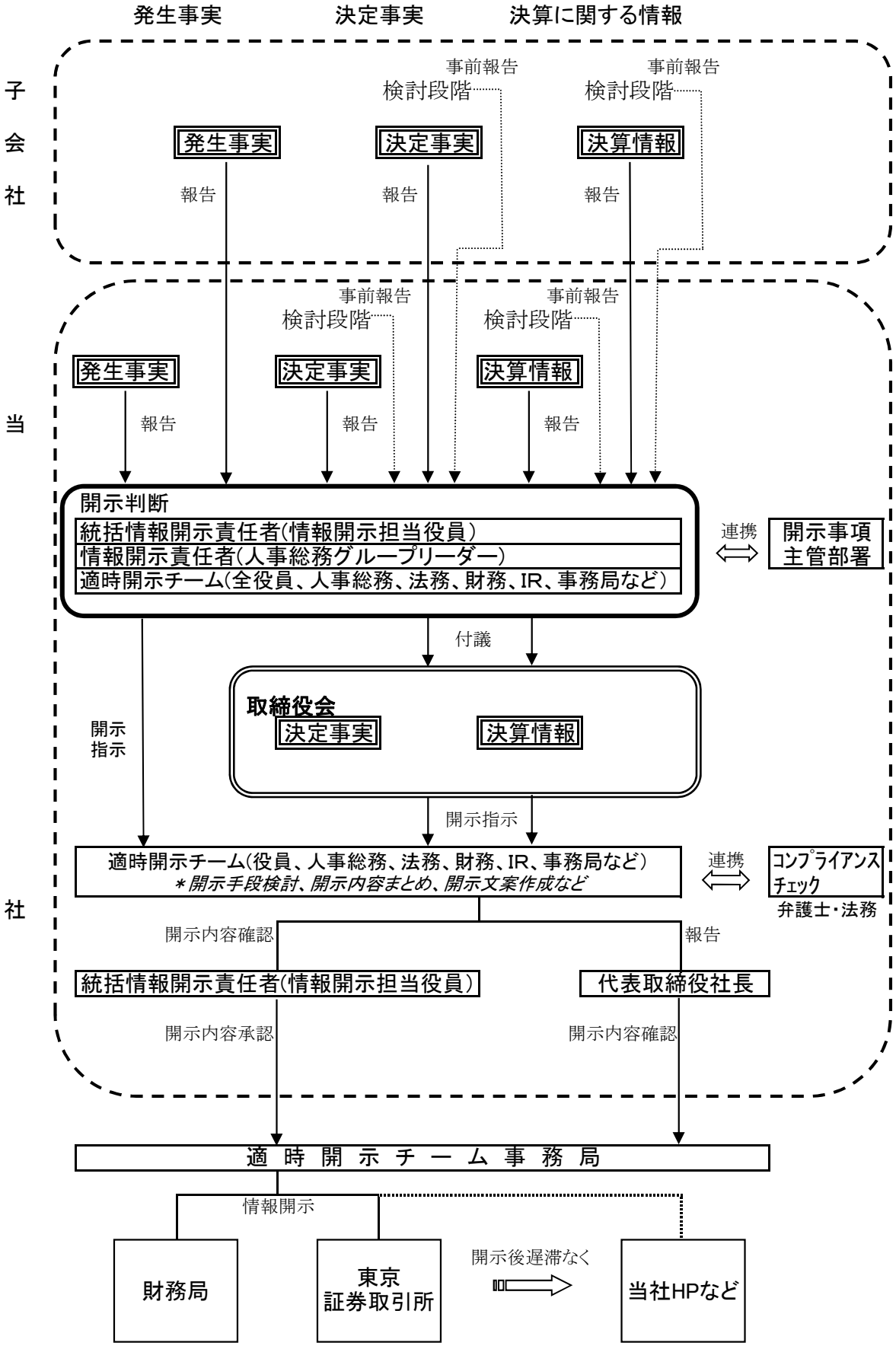
発生事実
決定事実
決算に関する情報
子会社
事前報告
検討段階
事前報告
検討段階
発生事実
決定事実
決算情報
報告
報告
報告
当社
事前報告
検討段階
事前報告
検討段階
発生事実
決定事実
決算情報
報告
報告
報告
開示判断
統括情報開示責任者(情報開示担当役員)
情報開示責任者(人事総務グループリーダー)
適時開示チーム(全役員、人事総務、法務、財務、IR、事務局など)
連携
開示事項
主管部署
付議
取締役会
決定事実
決算情報
開示
指示
開示指示
適時開示チーム(役員、人事総務、法務、財務、IR、事務局など)
＊開示手段検討、開示内容まとめ、開示文案作成など
連携
コンプライアンス
チェック
弁護士・法務
開示内容確認
報告
統括情報開示責任者(情報開示担当役員)
代表取締役社長
開示内容承認
開示内容確認
適時開示チーム事務局
情報開示
財務局
東京
証券取引所
開示後遅滞なく
当社HPなど